



子どもが健やかに成長するためにたくさんの愛情が必要です。しかし、親の病気や死別、離婚、虐待などのさまざまな事情により、家庭で養育されることが難しい子どもたちがいます。

里親制度は、このような子ども達を自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって、家庭的な雰囲気の中で養育する、児童福祉法で定められている制度です。

10月は里親月間です 子ども達は 暖かい家庭生活を提供して くれる里親を求めています

問合せ先
福祉事務所社会福祉係（窓口⑥） ☎22216

里親になるには

特別な資格は必要ありませんが、一定の要件があります。

①子どもに理解を持ち、養育に対する熱意と豊かな愛情を持っていること

②心身ともに健康で、子どもの養育にふさわしい年齢であること

③子どもの養育に支障のない程度に、収入及び住居のゆとりがあり、健全で明るい家庭生活が営まれていること（親族里親は除く）

④禁錮以上の刑を執行中または執行猶予期間中ではないこと、など

里親の申込みは年間を通じていつでも受け付けています。県が実施する研修を修了し、知事が里親として認定した方は里親名簿に登録されます。

里親になったら

児童相談所が面会や交流を繰り返した上で、養育をお願いする子どもを決定します。子どもの養育をお願いしている間は、定められた養育に必要な経費が支払われます。子育ての悩みや不安には、児童相談所が相談に応じます。

里親の種類は

里親には、委託期間や目的などによって4種類あります。

養育里親：子どもが自らの家庭に戻ることができるまで、又は自立できるまで養育する里親

専門里親：虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子どもや非行のある（非行に結びつくおそれのある）子ども、身体・知的・精神障害のある子どもを養育する里親

親族里親：保護者が亡くなったたり行方不明等となった子どもを、その子どもの3親等内の親族が里親としての認定を受けて養育する里親

養子縁組希望里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親

問合せ先

里親の申し込みについては

福祉事務所社会福祉係

（窓口⑥） ☎22216

賀茂児童相談所

☎242038

里親制度については

県子ども家庭課

☎054・221・3760

賀茂児童相談所

☎242038

令和元年度中央公民館講座 東京大学 樹芸研究所講座 ～林業遺産 岩樟園クスノキ林見学会～

申込・問合せ先 生涯学習課社会教育係 ☎235055

日時 11月9日（土）8時50分～14時

集合場所 東京大学樹芸研究所青野作業所（南伊豆町青野851）
※現地までの地図が必要な方は、上記問合せ先までお問い合わせください。

講座内容 ①林業遺産認定のクスノキ林の散策・説明
②ジビエ料理（イノシシ汁）の試食

対象 小学4年生以上の下田市在住・在勤の方
※小学生は保護者同伴
※軽いハイキング程度の散策ができる方

参加費 1組1,000円＋ジビエ料理代1人300円

申込期間 10月7日（月）～24日（木）
8時30分～17時15分
※土日祝日を除く

持ち物 お弁当（おにぎり等）、飲み物、タオル、必要に応じて雨具、長靴



追加開催決定！ 11月の特定健診の 予約が始まりました

予約・がん検診問合せ先
市民保健課健康づくり係（窓口⑤） ☎22217
特定健診問合せ先
市民保健課国保年金係（窓口③） ☎23922



検尿・身体計測・血圧測定・問診・採血等を行います。
※国民健康保険加入者には腹囲測定が追加されます。

対象者 40歳以上で国民健康保険、又は後期高齢者医療制度に加入されている方

料金 国民健康保険 1,000円
後期高齢者医療 500円
※今年度75歳の方は、受診日で料金が異なります。受診日をご連絡いただいた後、受診券等をお送りいたします。
※必ず受診券、質問票・保険証をご持参ください。

予約制セット健診 （同時に大腸・肺・肝炎ウイルス健診）

日時 11月12日（火）、13日（水）13～15時
場所 市民文化会館
※開始時間を20分間隔で選べます（定員制）。



市道鵜島大浦線 全面通行止めのお知らせ

7月4日の大雨により、三丁目下田海浜ホテルから下田海中水族館までの遊歩道において大規模な落石があり、通行止めになっています。現地調査を行ったところ、全線にわたり法面の風化が進み落石の危険があるため、今後複数年をかけ対策工事を実施する予定です。そのため工事完了までの当面の間遊歩道を通行止めとさせていただきます。皆さまにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

問合せ先 建設課土木管理係 ☎22219



助けあい、支えあう 「年金」って とっても大事



任意加入制度のご案内

やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間や国民年金に加入していなかった期間がある場合は、その期間に応じて年金額が少なくなります。

日本に居住する外国人の方も 国民年金に加入します

国民年金では、本人の申出により、保険料の納付済み期間が40年間（480月）に満たない場合であって、厚生年金・共済組合に加入していないときは、60歳から65歳になるまでの間、任意加入して年金額を増やすことができます。

老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済み期間や保険料免除期間などが原則として10年（120月）以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができま（昭和40年4月1日以前に生まれた方に限ります）。

加入手続は住民登録のある市区町村の国民年金担当窓口で行います。

なお、外国籍の方が国民年金保険料を6か月以上納めて、年金給付を受けずに帰国した場合には、出国後2年以内に請求手続をすると、保険料を納めた期間に応じて脱退一時金を受けることができます。

問合せ先

市民保健課国保年金係

（窓口③） ☎23922

保険料 月額16,410円（令和元年度）

申請時に必要な物 年金手帳、印鑑、預貯金通帳、通帳届出印

※65～70歳になるまで加入する場合、これらのほかに戸籍謄本が必要です。

※老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている方、厚生年金・共済組合に加入している方は任意加入できません。